

ること。

### 三、労働農民党支部承認問題並に支部組織に関する指令

#### 〔理由〕

労働農民党第三回中央委員会に於て三団体排除が決議された直後、本部は吾々が党に對してとるべき態度を次の如く指示した。

一、三団体排斥反對決議

二、労働党支持のために積極的活動を継続すべきこと。

第三回中央委員会は更にこの根本方針に基き支部承認並に支部組織について吾々の従ふべき事項を次の如く決定した。

#### 〔方法〕

#### 一、支部承認運動

一、出來た支部の承認を本部に求めず、大會までこの問題に纏れざること。

二、各支部は大會に對し一斉に承認運動を起すこと。

三、そのためには吾々は組合員に對し一層積極的に党加入運動を行ふは必要ならぬ。

四、同時に支部組織の拡大に努力し有果聯合会を組織することによつて他支部との結合をはからねばならぬ。

本評議会其他の二団体の幹部は党支部の幹部たることを成すべく辭退すること。

五、右翼幹事に對し、支部否認に有利なる口実を共ふるが如き言動を為さぬこと。

六、其他党内に於ける行動について注意すべきことは先の指令の如くである。

#### 二、支部への参加を拒絶せられたる場合。

一、全く右翼によつて指導せらるる地域に於て、支部参加を拒絶せられたる場合には当該地域に党支部組織準備委員会を組織し積極的組織運動を開始すること。

二、支部組織準備委員会より一時的遠慮を求められたる場合には支部委員会と同時に許容すべき明確な約束を得なければならぬ。

三、同じく支部参加を拒絶せられた支部組織準備委員会を組織し得ざる場合には、当面の政治的活動を目的とせる団体を組織し当支部と協力して政治的活動を行ふこと。

#### 三、未組織地方に於ける支部組織運動。

我々は既支部に對しその組織の拡大に努むると同時に未組織地方に